

# A T M取引制限のご案内

## 【特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組みについて】



当組合では、警察庁等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組み要請を踏まえ、一部のお客さまのJ A貯金口座がお取引制限対象となります。

全国的に特殊詐欺（ニセ電話・還付金・振り込め詐欺など）が多発する中、昨今では犯罪グループがA T M操作に不慣れな方を誘導して多額の貯金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し被害がますます拡大していくことが懸念されます。

今回の取組みは、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切な貯金をお守りするための対策となりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客さま

J Aバンクキャッシュカードをお持ちで、過去1年以上 A T Mによる振込および出金のお取引がない満65歳以上の個人のお客さま。 ※2023年7月末時点

#### 2. 利用制限となる内容

(1) 過去1年以上、A T Mによる振込のお取引がないお客さま。

➔ **A T Mによる振込ができなくなります。**

(2) 過去1年以上、A T Mによる振込と出金のお取引がないお客さま。

➔ **A T Mによる振込ができなくなり、A T Mによる出金限度額は1日あたり上限10万円となります。**

#### 3. 利用制限の開始日

2023年10月26日（木）より 随時適用開始致します。

※2022年度以前に利用制限を開始しているお客さまについても、制限解除のご希望がない場合は 利用制限を継続しております。

#### 4. 制限解除のお手続きについて

対象となったのち利用制限を希望されないお客さまは、お取引のある金融店舗窓口まで、通帳・お届け印・本人確認書類（顔写真入り1通または顔写真無しの場合は2通）をご持参のうえ、お申し出ください。

お問い合わせ先

 J A岩井信用課

☎0297-35-1464（直通）